

## 組合・ニュース

(2017 年 5 月 23 日発行)

編 集 者 後藤 究

発行責任者 若狭 史郎

### 会 社 と の 労 使 懇 談 会 を 開 催 し ま す

組合ニュース 前号にてお知らせした、

1. 本給の賃上げ
2. 賞与
3. 自家用車通勤手当
4. 年間総労働時間と基礎賃金の統一

について、4月27日に団体交渉を行い、要求の説明を実施しました。団体交渉当日およびそれ以降も会社側から質問等が無く、会社側が春闘に対する交渉をどのように進めようと考えているか、きちんと問う必要があると判断し、**労使懇談会の申し入れ**を行い、5月25日の10:00より本社にて開催することになりました。

若狭委員長、後藤および上部団体より1名の計3名が出席します。

また今回は、春闘以外の諸問題(繁忙期等における川口第二料金所の運用など)についても、これまでの約束事や会社側の方針を再度確認します。

### 労 働 協 約 内 容 の 周 知 に つ い て

本年2月9日に締結されました労働協約について、これまで組合ニュースにて締結条項やアウトラインについてのみお知らせしてきましたが、近日中に組合員各位あてに協約内容全文を親展にて郵送します。

またその際、上記労使懇談会の状況報告等も同封する予定です。

**団結！ ガンバロー！**

# 組合・ニュース

(2017 年 6 月 3 日発行)

編 集 者 後藤 究

発行責任者 若狭 史郎

## 2 0 1 7 春 闘 交 渉 経 過 概 要

組合ニュース前号でのお知らせと一部重複しますが、本年度の春闘について、次の通り交渉を進めてまいりました。

|          |                            |
|----------|----------------------------|
| 4 月 27 日 | 団体交渉(要求書提出と要求趣旨説明)         |
| 5 月 25 日 | 労使懇談会(会社回答概要とその理由説明)       |
| 5 月 27 日 | 執行委員会                      |
| 6 月 2 日  | 労使懇談会(会社回答理由の再説明、団体交渉日程調整) |

4 月 27 日の団体交渉において組合からは、

1. 本給の賃上げ
2. 賞与(増額、年度限りの一時金から毎年安定支給される制度への変更)
3. 自家用車通勤手当(増額)
4. 年間総労働時間と基礎賃金の統一

を要求しましたが、5 月 25 日の労使懇談会において会社側より、「今回(本年の夏季賞与支給のタイミングでは)要求の1、3、4については『応じられない』という回答見通しである。2の賞与については、夏季は金額ベースで前年並み回答、冬季については回答できない。」という回答見込みが示されました。

会社側はその理由として、

・1の本給賃上げについては、人件費総額が親会社(ネクスコ東日本)と年度初め(4月)に締結された協定で決まっているため、この時点で要求に応えることができない。

・2の賞与支給額について、まず冬季支給分は今後の財務状況によるものなので、今回は回答の範囲から外して考えたい。夏季賞与については、前期決算が赤字であることから、前年並みの支給になる。

・3の自家用車通勤手当は、全国5万社余りの民間企業を対象に実施した調査結果を基にした人事院改定額に則っている。合わせて、通勤手当の非課税限度額に基づき規程している金額であり、社会一般と比べて遜色があるものではないと考えている。

・4の年間総労働時間と基礎賃金の統一については、1と同様に親会社との協定で決まっているものである。また、同一企業内の事業所毎に適用される就業規則の内容に差異があっても法令を違反するものではないと理解している。

と説明しました。

労組側出席者はこれに対し、「外環道の延伸を控え、このまま(の給与、待遇)では、人材が集まらず深刻な状況になると大変危機感を募らせている」と訴えました。

会社側より、「社員の採用募集を実施しているが、応募が必要人数に対しかなり下回っていることは事実であり、給与の増額を含め処遇の改善が急務であると会社側も認識している。今回のタイミングでは『応じられない』とするが、(外環道延伸に向け)処遇の改善は実施していく。」との言及があったので、回答見込みを持ち帰り、執行委員会に諮ることとしました。

5月27日に招集した執行委員会では、組合員の不満や不安がすぐには解消されず、受け入れ難いところではあるが、要求の1、3、4について会社側が継続して取り組む姿勢が示されていること、夏季賞与の支給日(6月15日見込み)が迫っていることから、次の方針で次回団体交渉に臨むこととしました。

- ・組合側要求が認められず、組合員の生活実態意識からすれば到底受け入れ難い。
- ・しかし、会社側が処遇改善を進めていく姿勢を見せていること、夏季賞与が金額ベースで前年並みが約束されたこと、夏季賞与支給日が迫っていることから、苦渋の決断として妥結せざるを得ないと考える。
- ・これまで当社の労使交渉では実施されていなかった、「春闘の妥結に関する組合側意見書」を提出することを会社側に伝え、これまで一方通行的に回答理由の明文化なしに妥結されてきたやり方を変えていく。

6月2日、会社回答見込みについての再確認と団体交渉の日程調整のため、労使懇談会を開催し、

6月6日 16:00～ ネクスコ・トール関東 本社 会議室

において、団体交渉を行うこととなりました。組合側出席者は勤務等の関係から、若狭委員長と後藤書記長の2名の予定です。

組合員の皆様の期待に充分応えることができたとは言えない状況ではありますが、今後も春闘に限らず、「組合員が安心して働ける職場の実現」「組合員の生活向上」をめざして努力してまいります。

仕事や安全に関する疑問点、組合執行部に対する質問やご意見がありましたら、遠慮なくお知らせください。今後、情報交流会なども計画していきます。

まだまだ力不足の組合執行部ではありますが、宜しくお願いいたします。

# 組合・ニュース

(2017 年 7 月 21 日発行)

編 集 者 後藤 究

発行責任者 若狭 史郎

## 2017 春闘 会社回答と今後の対応予定

組合ニュース号外にて、2017 春闘の夏季賞与妥結の内容のみお知らせいたしましたが、その他の要求項目に関する会社回答／回答趣旨／今後の対応方針についてお知らせします。

### 1. 本給の賃上げについて

契約社員、正社員、シニア社員の本給を、5%以上アップすること

シルバー社員の時給を40円以上アップすること を要求する。

会社回答：応じられない。

回答趣旨：平成 28 年度の純損益がマイナスであり厳しい状況であり、要求に応えることができない。

### 2. 賞与について

正社員 夏季 本給×1.6 以上 冬季 本給×2.0 以上

シニア社員 夏季 本給×1.3 以上 冬季 本給×1.5 以上

契約社員 夏季 本給×0.7 以上 冬季 本給×0.7 以上 を支給することを要求する。

会社回答：組合ニュース号外にてお知らせの通り、前年並みの支給額

回答趣旨：平成 28 年度の純損益がマイナスであり厳しい状況であり、要求に応えることができない。

### 3. 自家用車通勤手当について

ガソリン代支給の距離単価を50%アップすること

自動車維持管理費として 月額 5,000 円を支給すること を要求する。

会社回答：応じられない。

回答趣旨：現在支給されている支給額は、2014 年 8 月の人事院勧告に従って定められた通勤手当の非課税限度額とほぼ同額となっており、社会的に遜色のある額ではない。

### 4. 年間総労働時間と基礎賃金の統一について

所定内労働時間を全社統一とし、年間 2000 時間以下に削減すること

基礎賃金の所定内労働時間単価を全社統一すること を要求する。

会社回答：応じられない

回答趣旨：所定内労働時間が定められている就業規則は、ネクスコ東日本との年度協定に基づき規定されている。所定内労働時間を減らすには人員増が必要で経営が立ち行かない。  
また、平成 28 年度の年間所定内労働時間の実績値は、全社 CS 職平均で 1881 時間、三郷事業部 CS 職平均で 1891 時間であり、検討するほどの差は生じていない。

前頁の会社回答について、組合ニュース号外でお知らせしました通り、夏季賞与支給日が迫っていたことと、会社側が継続して処遇の改善を進めていく旨の発言があったことから、苦渋の決断として妥結としました。

しかし、要求の3および4については、会社回答趣旨に疑問点があったため、労使懇談会の開催を申し入れ、先日(7月19日)の労使懇談会にて質疑を行い、以下の事実確認と今後の対応方針案を立案しました。今後、このほかの課題と併せて組合員の皆様からご意見をいただき、執行部において方針を固め、本年後期以降の活動を展開していきたいと思います。

### 3. 自家用車通勤手当について

会社側の回答趣旨にある「現状の通勤費支給額が社会一般と比較して遜色がないとする根拠」は「人事院勧告により決められた通勤手当の非課税限度額」によるであった。

しかしこの非課税限度額の対象は「燃料代」のみであり、保険料や保守費用は含まれていない。組合側としては、継続して調査等を行い、今後も要求をしていく。

### 4. 年間総労働時間と基礎賃金の統一について

会社側回答趣旨にて、CS職の所定内労働時間の平成28年度実績をあげて、三郷事業部と全社の比較をし、その差が10時間なので大きな差ではないとの説明があったが、計算条件が不明確なので労使懇談会にて、計算根拠などについて質問をした。その結果、計算対象のCS職には、年度途中で退職者も含まれているので、平成28年度のすべての期間在籍していたCS職の平均値とは異なることを会社側が認め、正確な計算にはもっと時間が必要であることが判明した。さらに会社側より、年度内に退職等をしたCS職は、全社／三郷事業部で同じような割合であると思われるので、実労働時間の差があまり無い傾向性を示すデータにはなっているとの見解が示された。

しかし納得できないため、「そもそもなぜ、三郷事業部だけ異なる労働時間数としたのか」と問いただしたところ、会社側より「生活ブースによる運営をせざるを得なかったことが理由であると思われる。」との言及があった。

「全社平均と三郷事業部の実労働時間差が小さい」という会社側の説明は、データとしての正確性が低く、平成28年度だけのデータであり、実態を正確に説明できていない。よって、この問題も要求を継続していく。

### 【編集者より】

日頃より組合活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

本号ニュースのような「活動のお知らせ」の頻度が少ない状況になっており、大変申し訳ありません。今後は広報活動や、集会／勉強会などの機会を増やし、組合員の皆様の意見集約と会社との交渉を活発化させていきます。

また、本号の内容に疑問点や不明点がありましたら、編集者(後藤)または組合執行部までお問い合わせください。

よりよい職場づくりのために、一致団結して頑張っていきましょう。

### 組合・ニュース

(2017 年 7 月 23 日発行)

編 集 者 後藤 究

発行責任者 若狭 史郎

## 組 合 レ ク リ エ ー シ ョ ン 報 告

組合員の皆さん、暑い日が続いております。熱中症等、体調には充分に気をつけてお過ごしください。  
さて、先月から今月にかけて、3 回に分けて意見交換会を兼ねて組合主催でのビアパーティを開催しておりました。多くの方にご参加いただきましてありがとうございました。  
今回はその報告をさせていただきたいと思います。

6 月 18 日(日) ユニオン連合埼玉主催のボーリング大会 10 時～(参加者4名)

外環道労働組合からの出席者は皆、商品をGETできました！

昼食会では首都高道路サービスの方ともお話が出来、有意義な時間を過ごせました。

その後、南越谷に移動し、意見交換会を兼ねた二次会(参加者10名)

6 月 27 日(火) 土間土間南越谷店にて 16:00～意見交換会を兼ね、ビアパーティ(参加者19名)

7 月 10 日(月) 白木屋春日部店にて 17:00～意見交換会を兼ね、ビアパーティ(参加者5名)

上記のイベントには僅かばかりではありますが組合より会費の補助をさせていただきました。

組合では、組合員の結束、親睦を深める意味でこういった機会もできるだけ設けたいと考えています。

勤務の関係で参加できなかった方もおられたかと思います。また機会を設けて参りますのでご都合があった際にはぜひご参加いただく度、よろしくお願い致します。

## 組 合 勉 強 会 を 開 催 し ま す

この 7 月末から週 1～2 回の割合で組合勉強会を開催していきたいと思います。

執行部だけでなく広く組合員の皆さんの参加を募ります。よろしくお願い致します。

早速以下の予約を取りました、お時間の取れる方は是非ご参加ください。

日 時: 7 月 31 日(月) 10:00～12:00

場 所: 浦和美園コミュニティセンター和室 1

日 時: 8 月 3 日(木) 10:00～12:00

場 所: 浦和美園コミュニティセンター和室 2

## 組合・ニュース

(2017 年 9 月 2 日発行)

編 集 者 後藤 究

発行責任者 若狭 史郎

### 勉強会／意見交換会（8月開催）

組合員の皆さんと執行部の交流を深め、組合活動の基本などを学び、広く意見や考え方をお聞きするための勉強会／意見交換会を、8月9日、12日、21日の3回にわたり、美園コミュニティーセンターにて開催しました。

組合結成からこれまで取り組んできた課題を次の17項目に整理し、執行部より状況説明を行い、参加された皆さんと自由に議論をしました。

1. 公休日確定のルール化
2. 年次有給休暇(年休)の取得促進について
3. 更衣室の冷暖房を完備
4. 休憩、睡眠時間を確保する
5. 組合掲示板の設置
6. 所定内労働時間の問題(三郷事業部だけ年間労働時間が多い)
7. 時間外賃金の不払い
8. 36協定
9. 個人情報の保護(モニタリング)について(生活ブースの監視カメラ)
10. 緊急時の安全対策がなされていない
11. 川口第二料金所の3名体制について取り決めがなされていない
12. 就業規則等の各種規程類が社員(CS 職)に周知されていない
13. 時間外勤務命令簿の運用が十分でない
14. 給与、賞与の金額が労働内容(昼夜勤、24時間拘束)に対し低い
15. 通勤にかかる費用の持ち出し感が高い
16. 通勤経路の制限が会社側からなされている
17. 組合員に対する不当な人事評価が疑われる事案が多くなっている

その結果、

◆賃上げ

◆同一労働同一賃金の実現（シニア社員の責任と報酬のアンバランスの解消）

◆昇進、昇格が不透明（納得できない人事の解消）

◆春闘での会社回答「処遇の改善を検討」の進捗説明を聞きたい

◆休憩、仮眠をしっかりとれるようにルールを変えて欲しい

について、優先的に取り組んでほしいとの意見が多く出されました。

これに基づき、会社側に団体交渉、労使懇談会を申し入れしていくこととしました。

今月以降も定期的に、3～4回／月のペースで勉強会／意見交換会を開催し、労働問題の基本を学習したり、交渉の経過報告などの情報交換をしていきます。

多くの方々にご参加いただきたく、宜しくお願いします。



## 組合・ニュース

(2017 年 9 月 28 日発行)

編 集 者 後藤 究

発行責任者 若狭 史郎

### 10 月 の 意 見 交 換 会

10月の意見交換会を、次の通り開催します。

10月8日(日) 10:00～12:00  
美園コミュニティーセンター 第2集会室

10月16日(月) 10:00～12:00  
美園コミュニティーセンター 第1集会室

10月24日(火) 10:00～12:00  
美園コミュニティーセンター 第3集会室

労使懇談会や団体交渉に関する状況報告と、意見交換を行います。

また、組合で取り上げて欲しいことや疑問点などありましたら、遠慮なくご相談ください。

### 労使懇談会および団体交渉について

組合ニュースの前号にてお知らせした諸問題について、9月13日、9月21日に本社にて労使懇談会を開催しました。

その内容について、9月28日／29日に執行委員会を開催し、年末までの対応方針を決め、組合員各位に報告いたしますので、もうしばらくお待ちください。

## 組合・ニュース

(2017 年 10 月 8 日発行)

編 集 者 後藤 究

発行責任者 若狭 史郎

### 意 見 交 換 会 の 日 程 追 加

10月の意見交換会を、17日、18日の二日間、追加開催します。

10月8日(日) 10:00～12:00 開催済み  
美園コミュニティセンター 第2集会室

10月16日(月) 10:00～12:00  
美園コミュニティセンター 第1集会室

10月17日(火) 10:00～12:00 追加開催  
美園コミュニティセンター 第3集会室

10月18日(水) 10:00～12:00 追加開催  
美園コミュニティセンター 第1集会室

10月24日(火) 10:00～12:00  
美園コミュニティセンター 第3集会室

### 労 使 懇 談 会 の 予 定

9月28日／29日の執行委員会、および10月8日の情報交換会にて打ち合わせを行い、会社側と日程調査の結果、次の通り労使懇談会を開催することになりました。

10月10日(火) 午後3時～ 於 ネクスコ・トール関東 本社

## 組合・ニュース

(2017 年 11 月 2 日発行)

編 集 者 後藤 究

発行責任者 若狭 史郎

### 1 1 月 の 意 見 交 換 会

11月の意見交換会の日程をお知らせします。

11月9日(木) 10:00～12:00  
美園コミュニティーセンター 第4集会室

11月20日(月) 10:00～12:00  
美園コミュニティーセンター 第1集会室

11月21日(火) 10:00～12:00  
美園コミュニティーセンター 第3集会室

11月22日(水) 10:00～12:00  
美園コミュニティーセンター 第3集会室

### 団 体 交 渉 を 行 い ま し た

10月27日14時から、ネクスコ・トール関東 本社会議室において、団体交渉を行いました。要求書内容等については、組合員各位に別途お知らせいたします。

# 組合・ニュース

(2017 年 11 月 30 日発行)

編 集 者 後藤 究

発行責任者 若狭 史郎

## 団 体 交 渉 回 答 速 報

平成 29 年 11 月 29 日、本社会議室に於いて団体交渉をおこない、会社より以下の回答がなされ、当組合は妥結を致しましたのでここに公表いたします。

なお会社回答内容、回答理由に対して全て納得して妥結したわけではなく、現時点では受け入れるという認識です。会社回答の詳細と今後の組合対応については追って報告および協議していきます。

### 記

#### 1. 処遇の改善の検討結果について

##### 【会社回答】

ベースアップ 1%以上

実施時期 2018 年 1 月より

子の扶養手当を増額 ○○円アップ

実施時期 2018 年 1 月より

#### 2. 同一労働同一賃金、格差是正に関する要求

##### (1) 定年を65歳とすること

※要求の根拠＝高年齢者雇用安定法が改正され、会社は希望者全員の 65 歳までの雇用確保の措置を講じなければならないことから「定年を 65 歳に」を要求した。

【会社回答】 応じられない

##### (2) シルバー社員の時給をアップすること

【会社回答】 時給 10 円アップ

実施時期 2018 年 1 月より

(3) 契約社員に扶養手当を支給すること

※要求の根拠＝労働契約法 20 条、有期契約(パートや契約)社員と、無期契約(正)社員との間で仕事の内容や責任などが同じならば、期間の定めがあることを理由に、賃金や福利厚生などの労働条件に不合理な差をつけることは禁じられている。

【会社回答】      要求通り支給する      実施時期 2018 年 1 月より

(4) 三郷事業部の年間所定内労働時間が他の事業部と異なることを是正すること

【会社回答】      応じられない

3. 業務上指導体制に関する要求

公平・公正性、透明性、客観性、納得性の確保の為、現在の人事評価制度の運用の検証見直しを行い、不備な部分は改善すること。

【会社回答】      今後も継続努力する。

4. 冬季賞与について

正社員      本給×2.0ヶ月以上

シニア社員      本給×1.5ヶ月以上

契約社員      本給×0.7ヶ月以上      を支給することを要求する。

※要求の趣旨＝毎回「今期に限り」支給される一時金がなくても例年以上の金額になる様な掛け率とした。

【会社回答】

支給日      2017 年 12 月 8 日

正社員      本給×1.6ヶ月

シニア社員      本給×1.2ヶ月

契約社員      本給×0.5ヶ月

以上

# 組合・ニュース

(2017年12月13日発行)

編集者 後藤 究

発行責任者 若狭 史郎

## 12月の意見交換会

12月の意見交換会／情報交換会の日程をお知らせします。

12月19日(火) 10:00～12:00  
美園コミュニティセンター 第3集会室

12月20日(水) 10:00～12:00  
美園コミュニティセンター 第2集会室

12月21日(木) 10:00～12:00  
美園コミュニティセンター 和室1